

令和5年第4回
美唄市議会定例会会議録
令和5年12月14日(木曜日)
午前9時58分 開会

◎議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 委員長報告

1 議案第66号 美唄市給与条例の一部
改正の件 [総務・文教]

2 議案第67号 美唄市議会議員の議員
報酬及び費用弁償等に関する条例及
び美唄市特別職の職員の給与に関す
る条例の一部改正の件 [総務・文教]

3 議案第68号 損害賠償の額決定の件
[総務・文教]

4 議案第69号 美唄市過疎地域持続的
発展市町村計画の一部変更の件
[総務・文教]

5 議案第70号 美唄市火災予防条例の
一部改正の件 [総務・文教]

6 議案第75号 指定管理者の指定の件
(美唄市民会館・美唄市立公民館・美
唄市立公民館桜井邸分館)
[総務・文教]

7 議案第76号 指定管理者の指定の件
(美唄市営陸上競技場・美唄市営野球
場・サン・スポーツランド美唄)
[総務・文教]

8 議案第71号 美唄市印鑑条例の一部
改正の件 [産業・厚生]

9 議案第72号 美唄市病院事業管理者
の給与に関する条例制定の件
[産業・厚生]

10 議案第73号 美唄市病院事業職員の
給与の種類及び基準に関する条例制
定の件 [産業・厚生]

11 議案第74号 美唄市病院事業に地方
公営企業法の規定の全部を適用する
ことに伴う関係条例の整備に関する
条例制定の件 [産業・厚生]

12 議案第77号 指定管理者の指定の件
(美唄市南美唄地区共同浴場)
[産業・厚生]

13 議案第78号 指定管理者の指定の件
(美唄市リサイクルセンター)
[産業・厚生]

14 議案第79号 指定管理者の指定の件
(美唄市一般廃棄物最終処分場・美唄
市生ごみ堆肥化施設・美唄市一般廃棄
物ストックヤード) [産業・厚生]

15 議案第80号 指定管理者の指定の件
(美唄市立茶志内双葉保育園)
[産業・厚生]

16 議案第81号 指定管理者の指定の件
(美唄市立進徳保育園) [産業・厚生]

17 議案第82号 指定管理者の指定の件
(美唄市パークゴルフ場・美唄市体験
交流施設) [産業・厚生]

18 議案第83号 指定管理者の指定の件
(美唄国設スキー場) [産業・厚生]

19 議案第91号 美唄市税条例の一部改
正の件 [産業・厚生]

20 議案第84号 令和5年度美唄市一般会
計補正予算(第6号)
[予算審査特別]

21 議案第85号 令和5年度美唄市介護保
険会計補正予算(第2号)

[予算審査特別]
22 議案第86号 令和5年度市立美唄病院
事業会計補正予算(第1号)

[予算審査特別]
23 議案第87号 令和5年度美唄市水道事
業会計補正予算(第1号)

[予算審査特別]
24 議案第88号 令和5年度美唄市下水道
事業会計補正予算(第2号)

[予算審査特別]
第3 議案第92号 美唄市副市長選任の件
第4 議案第89号 美唄市教育委員会委員
任命の件
第5 議案第90号 美唄市固定資産評価審
査委員会委員選任の件
第6 意見書第13号 刑事訴訟法の再審規定
の速やかな改正を求める意見書
第7 決議案第1号 北海道せき損センター
存続等対策特別委員会設置に関する
決議

◎出席議員 (14人)

議長 谷村 知重 君
副議長 楠 徹也 君
1番 永森 峰生 君
2番 伊原 潤司 君
3番 江川 いつみ 君
4番 海 鉾 則秀 君
5番 古賀 崇之 君
6番 吉岡 建二郎 君
7番 本郷 幸治 君
8番 齋藤 久美夫 君
9番 山上 他美夫 君
10番 森 明人 君

11番 川上 美樹 君

13番 松山 教宗 君

◎出席説明員

市長 桜井 恒君
総務部長 猪谷 憲恭 君
市民部長 松田 公史 君
保健福祉部長 川西 勝幸 君
経済部長 土屋 貴久 君
都市整備部長 清水 真史 君
市立美唄病院事務局長 藤井 俊禎 君
消防長 菅原 利彦 君
総務部総務課長 平野 太一 君
総務部総務課長補佐 上村 名津美 君

教育長 石塚 信彦 君
教育部長 村上 孝徳 君

選挙管理委員会委員長 中田 礼治 君
選挙管理委員会事務局長 西田 正志 君

農業委員会会長 畑 雄二 君
農業委員会事務局長 高橋 修也 君

監査委員 西尾 正 君
監査事務局長 橋本 光明 君

◎事務局職員出席者

事務局長 門田 昌之 君
次 長 新 宗晃 君

午前9時58分 開会

●議長谷村知重君 これより、本日の会議を
開きます。

●議長谷村知重君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

4番 海鉾則秀議員

5番 古賀崇之議員

を指名いたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第66号美唄市給与条例の一部改正の件ないし順序24、議案第88号令和5年度美唄市下水道事業会計補正予算(第2号)の以上24件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第66号ないし議案第70号、議案第75号及び議案第76号の以上7件について、森総務・文教委員長。

●総務・文教委員会委員長森明人君(登壇)

ただいま議題となりました、議案第66号美唄市給与条例の一部改正の件、議案第67号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件、議案第68号損害賠償の額決定の件、議案第69号美唄市過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更の件、議案第70号美唄市火災予防条例の一部改正の件、議案第75号指定管理者の指定の件(美唄市民会館・美唄市立公民館・美唄市立公民館桜井邸分館)及び議案第76号指定管理者の指定の件(美唄市宮陸上競技場・美唄市宮野球場・サン・スポーツランド美唄)の以上7件について、総務・文教委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、12月12日、委員会を招集して、審査いたしました。

初めに、議案第68号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

503万8,000円という損害賠償額について、これは契約の中で、こういった形で契約を解除することとなった場合には、この額が発生するということで決められていたものだったのか、との質疑に対し、損害賠償の考え方については、契約約款において、発注者が契約解除した場合、受注者に損害を及ぼしたときは損害賠償しなければならないとされている。損害賠償額の積算については、受注者が仕事の完成により得られたであろう利益等の算定は困難であるため、過去の裁判例にならい、解除のときまでの出来高相当額とし、相手方の合意を得ている、との答弁がありました。

次に、議案第69号に対する質疑・答弁について申し上げます。

二つの追加事業のうち、農道の事業については、市道西17号線の整備となっているが、どのような整備が行われるのか。もう一つの、自動車等の事業については、市民バスとしてマイクロバスを購入するとなっているが、今後のバスの購入にも対応できるのか。また、その場合の車両の定義はどのようなものなのか、との質疑に対し、市道西17号線の整備については、総延長が1,660m、全体事業費が2億9,800万円を予定しており、令和5年については実施設計委託を行っており、令和6年から7年に路盤改良、令和8年から9年に舗装工事を予定している。バスの購入については、この計画に登載されることで次年度以降も適用となり、市民バスと定義している車両であれば、

この事業で取り組めるものと考えている、との答弁がありました。

次に、議案第75号に対する質疑・答弁について申し上げます。

指定管理費の算出根拠について、人件費や光熱費が積算された仕様書があって、指定管理の金額が決まってくると考えているが、ほかの指定管理者に雇用されている従業員から、給料が安くて生活ができないという話を聞いた。実際に仕様書のとおり支払われているかの検証は行っているのか、との質疑に対し、指定管理費における人件費については、市の会計年度任用職員の人件費で積算しており、毎年ベースアップ分も含んだ額となっている。検証については、毎年実績報告が行われ、事業計画との差が出たときには、次年度で調整している、との答弁がありました。

なお、議案第66号及び議案第67号、議案第70号、議案第76号についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第66号ないし議案第70号、議案第75号及び議案第76号の以上7件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます、報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に、議案第71号ないし議案第74号、議案第77号ないし議案第83号及び議案第91号の以上12件について、齋藤産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員会委員長齋藤久美夫君(登壇) ただいま議題となりました、議案第71号美唄市印鑑条例の一部改正の件、議案第72

号美唄市病院事業管理者の給与に関する条例制定の件、議案第73号美唄市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例制定の件、議案第74号美唄市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例制定の件、議案第77号指定管理者の指定の件(美唄市南美唄地区共同浴場)、議案第78号指定管理者の指定の件(美唄市リサイクルセンター)、議案第79号指定管理者の指定の件(美唄市一般廃棄物最終処分場・美唄市生ごみ堆肥化施設・美唄市一般廃棄物ストックヤード)、議案第80号指定管理者の指定の件(美唄市立茶志内双葉保育園)、議案第81号指定管理者の指定の件(美唄市立進徳保育園)、議案第82号指定管理者の指定の件(美唄市パークゴルフ場・美唄市体験交流施設)、議案第83号指定管理者の指定の件(美唄国設スキー場)、議案第91号美唄市税条例の一部改正の件の以上12件について、産業・厚生委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、12月12日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第73号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

特殊勤務手当について、具体的にどのようなものか、との質疑に対し、病院に関わる特殊勤務手当については、医学調査研究手当、放射線業務手当、夜間看護手当、救急業務手当、救急外来診療手当、緊急診療待機手当、救急診療待機手当、訪問看護待機手当、派遣診療手当、医務手当が該当する、との答弁がありました。

次に、議案第74号に対する質疑・答弁の主

なものについて申し上げます。

今回の条例制定によって、ある程度の権限を持ち、運営等を進めていくと思うが、事業管理者は誰になるのか。また、市と病院との財政運営について、今後も変わらないという理解でいいのか、との質疑に対し、事業管理者の選任については、現院長とも相談し、人選を検討中である。美唄の地域医療を熟知している人が良いのではないかという意見をいただいております、限られた人材ではあるが、正式に合意を得られるよう、今後も話を進めていく。また、一般会計からの繰入れについては、これまでと同様であるが、職員の採用や予算の調整は事業管理者に一定の権限があるため、その部分については総務部財政課をはじめとした、市長部局と協議を行って病院運営をしていく、との答弁がありました。

次に、議案第77号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

美唄市南美唄地区共同浴場の過去3年間の利用人数について。また、現在、燃料代等が高騰しているが、利用料金は改定していないのか、との質疑に対し、美唄市南美唄地区共同浴場の過去3年間の利用人数については、令和2年度は3,603人、令和3年度は3,542人、令和4年度は3,359人となっている。また、利用料金の直近の改定については、平成26年に380円から400円に改定し運営を行っている、との答弁がありました。

次に、議案第82号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

体験交流施設の利用状況について。また、今後の活用方法について、との質疑に対し、体験交流施設の利用人数については、令和2

年度で553人、令和3年度で491人、令和4年度で500人となっている。また、今後の活用方法については、ゆ〜りん館の宿泊プランの中で、体験交流施設を活用したプランを実施できるよう検討していく、との答弁がありました。

次に、議案第83号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

通常、指定管理期間は3年ないし5年だと思うが、美唄国設スキー場の指定管理期間を1年間にした理由について、との質疑に対し、現在、美唄国設スキー場の整備計画の基本構想を策定中であり、将来的に1年を通じて利用可能な施設を目指している。このタイミングで指定管理期間を前回同様5年間にすると、令和6年4月1日から令和11年3月31日までという期間になり、指定管理業務の内容に支障が生じてくることを考え、指定管理期間を1年間にした、との答弁がありました。

なお、議案第71号及び議案第72号、議案第78号ないし議案第81号、議案第91号の以上7件に対する質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第71号ないし議案第74号、議案第77号ないし議案第83号及び議案第91号の以上12件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に、議案第84号ないし議案第88号の以上5件について、山上予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長山上他美夫(登壇) ただいま議題となりました、議案第84号令和5年度 美唄市一般会計補正予算(第6

号)、議案第85号令和5年度美唄市介護保険会計補正予算(第2号)、議案第86号令和5年度市立美唄病院事業会計補正予算(第1号)、議案第87号令和5年度美唄市水道事業会計補正予算(第1号)及び議案第88号令和5年度美唄市下水道事業会計補正予算(第2号)の以上5件について、予算審査特別委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、12月13日、委員会を招集して審査いたしました。

結果といたしまして、議案第84号ないし議案第88号の以上5件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長谷村知重君 これより、議案第66号ないし議案第70号、議案第75号及び議案第76号の以上7件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第66号美唄市給与条例の一部改正の件ないし議案第70号美唄市火災予防条例の一部改正の件、議案第75号指定管理者指定の件(美唄市民会館・美唄市立公民館・美唄市立公民館桜井邸分館)及び議案第76号指定**

管理者の指定の件(美唄市営陸上競技場・美唄市営野球場・サン・スポーツランド美唄)の以上7件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第71号ないし議案第74号、議案第77号ないし議案第83号及び議案第91号について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第71号美唄市印鑑条例の一部改正の件ないし議案第74号市立美唄病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例制定の件、議案第77号指定管理者指定の件(美唄市南美唄地区共同浴場)ないし議案第83号指定管理者の指定の件(美唄国設スキー場)及び議案第91号美唄市税条例の一部改正の件の以上12件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第84号ないし議案第88号の以上5件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第84号令和5年度美唄市一般会計補正予算(第6号)ないし議案第88号令和5年度美唄市下水道事業会計補正予算(第2号)の以上5件**は委員長報告のとおり**決定**されました。

●議長谷村知重君 次に日程の第3、議案第92号美唄市副市長選任の件、日程の第4、議案第89号美唄市教育委員会委員任命の件及び日程の第5、議案第90号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件の以上3件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●市長桜井恒君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第92号美唄市副市長選任の件であります。本件は、市川厚記前副市長が退職しましたので、本市副市長として、新たに、土屋貴久氏を選任いたしたく、地方自治法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第89号美唄市教育委員会委員任命の件であります。本件は、高橋泰浄委員が12月23日をもって任期満了となりますので、本市教育委員会委員として、新たに、藤島啓将氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第90号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件であります。本件は、今

野守委員が12月26日をもって任期満了となりますので、本市固定資産評価審査委員会委員として、新たに、櫻井義彦氏を選任いたしたく、地方税法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第92号については、別にご発言も無いようですので、原案のとおり、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第92号美唄市副市長選任の件**は、原案のとおり同意することに**決定**されました。

この場合、ただいま副市長に選任同意されました土屋貴久君から発言を求められておりますので、これを許します。

●副市長土屋貴久君(登壇) 発言のお許しをいただき、議長をはじめ、議員の皆様方に厚くお礼を申し上げます。貴重なお時間をいただきまして、この場で一言、ご挨拶をさせていただきます。

ただいま副市長の選任につきまして、ご同意をいただきましてありがとうございます。重ねて、お礼を申し上げます。副市長という重責に改めて、その職責の重さ、大きさに身の引き締まる思いです。

本市では、急速に進む人口減少や超高齢化社会に加え、様々な国際情勢を背景とした昨今のエネルギー価格や物価高騰による市民生活、そして事業者の経済活動等への影響は未だ収束の兆しが見えない状況です。また、地域コミュニティ、保健福祉、地域医療、商工

農業振興、観光交流、地域情報化、子育て支援、教育、文化芸術、基盤整備、生活交通等、どの分野におきましても変革が求められている時期であり、また、様々な課題が山積している、とても重要な時期に、このような重責を担わせていただくこととなりました。私はもとより微力でございますが、これまで美唄市職員としての35年間の経験を生かして、桜井市長がスローガンとして掲げた「対話から始めるまちづくり」、そして三つの基本政策である「市民の暮らしを守ることを最優先する」「事業の優先順位を見直す」そして「びばいの未来へ投資する」を念頭に置いて、「皆が、ときめく未来を語るまち、美唄」の実現を目指して、桜井市長を先頭に職員が一丸となって、様々な課題解決に誠心誠意取り組んでまいります。

市議会議員の皆様には、今後ともご指導とご支援、ご協力を心からお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第89号については、別にご発言も無いようですので、原案のとおり、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第89号美唄市教育委員会委員任命の件**は原案のとおり同意することに**決定**されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、議案第90号については、別のご発言も無いようですので、原案のとおり、これに同意するこ

とにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第90号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件**は、原案のとおり同意することに**決定**されました。

●議長谷村知重君 次に日程の第6、意見書案第13号刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

3番江川いつみ議員

●3番江川いつみ議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第13号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正
を求める意見書

罪を犯していないにもかかわらず、犯罪者として法による制裁を受けるえん罪は、えん罪被害者の人生に大きな影響を与えるため、決してあってはならないことです。

そのため、えん罪被害者を救済する制度として、刑事訴訟法に刑事裁判の判決確定後、判決の中で誤って認定された事実の是正を目的とした裁判のやり直しを求める再審が規定されています。近年では、足利事件、布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件などで再審無罪判決が出ており、さらに本年に入ってから、袴田事件の再審に関する報道が多くなっています。

しかし、現行の刑事訴訟法の再審規定には、

再審請求手続きの進め方に関する規定がほとんどなく、多くは裁判所の裁量に委ねられています。

また、再審請求を行うためには、刑事訴訟法第435条1号から7号までのいずれかの事由に該当する必要がある、ほとんどの事例が無罪などを言い渡すべき明らかな新証拠を発見した場合（同法第435条6号）を理由としていますが、再審請求における証拠開示についての規定が存在しないため、証拠開示の範囲に差が生じかねません。

さらに、再審開始決定となったとしても、検察官の不服申し立てにより、決定が取り消されることで、その後何度も再審請求を行わなければならないなど、審理が長期化する事例があり、えん罪被害者の救済を長引かせています。

よって、国会及び政府においては、えん罪被害者を迅速に救済するため、下記の事項を含む刑事訴訟法の再審規定を速やかに改正するよう強く要望します。

記

- 1 再審請求手続きにおける全面的な証拠開示を制度化すること。
- 2 再審開始決定後、審理を長期化させない措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年12月14日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、意見書案第13号については、別にご発言も無いようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第13号刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書**については、原案のとおり**可決**されました。

●議長谷村知重君 次に日程の第7、決議案第1号北海道せき損センター存続等対策特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

8番齋藤久美夫議員。

●8番齋藤久美夫議員（登壇） ただいま議題となりました、決議案第1号北海道せき損センター存続等対策特別委員会設置に関する決議について、お手元の案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

北海道せき損センター存続等対策
特別委員会設置に関する決議

（委員会の設置）

- 1 本市議会に、北海道せき損センター存続等対策特別委員会を設置する。

（設置の目的）

- 2 本委員会は、北海道せき損センター（以下

「せき損センター」という。)の存続等に関して、市民生活及び経済に影響が及ぶことがないように、市長部局と情報を共有することにより、市長部局と連携して行動を行うと共に、必要となる施策や予算措置についての提案・要望を行うことを目的とする。

(調査事項)

3 本委員会の調査事項は次のとおりとする。

- (1)せき損センターの移転の目的、経過、対応等について
- (2)せき損センターの美唄市存続に向けた取組について
- (3)国、北海道、関係機関等との連携について
- (4)その他委員会が必要と認めた事項について

(委員の定数)

4 本委員会の委員定数は14人とする。

(調査期間と閉会中の調査)

5 本委員会は、閉会中も調査を行うことができることとし、議会において調査終了を議決するまで委員会を継続存置する。

(経費)

6 本委員会の調査に要する経費は、議長の承認を得て支出する。

上記決議する。

令和5年12月14日

美唄市議会

以上、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、決議案第1号については、別にご発言も無いようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**決議案第1号北海道せき損センター存続等対策特別委員会設置に関する決議**は、原案のとおり**可決**されました。

ただいま設置されました、北海道せき損センター存続等対策特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、永森峰生議員、伊原潤司議員、江川いつみ議員、海鉾則秀議員、古賀崇之議員、吉岡建二郎議員、本郷幸治議員、齋藤久美夫議員、山上他美夫議員、森明人議員、川上美樹議員、楠徹也議員、松山教宗議員、谷村知重の以上14人の議員を指名いたします。

●議長谷村知重君 以上をもちまして、今期定例会に付託されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、令和5年第4回美唄市議会定例会は閉会いたします。

午前10時39分 閉会

